

埼玉県立自然公園条例施行規則

別表第1（第14条関係）

※特別地域内における行為の許可申請については以下の書類を添付する。

番号	許可を受けようとする行為の種類	申請書の名称	様式	添付図面等
1	条例第12条第3項第1号に掲げる行為	工作物の新（改・増）築許可申請書	第1号の8	<ol style="list-style-type: none"> 1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概要図及び天然色写真 3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、断面図及び構造図 4 工作物として図示された部分に当該工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル値（日本産業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性による色の表示をいう。以下同じ。）が記載された縮尺100分の1以上の全ての立面を表示した立面図 5 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
2	条例第12条第3項第2号に掲げる行為	木竹の伐採許可申請書	第1号の9	<ol style="list-style-type: none"> 1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真並びに行為の施行方法の表示に必要な図面
3	条例第12条第3項第3号に掲げる行為	木竹の損傷許可申請書	第1号の10	行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図及び行為の施行方法の表示に必要な図面
4	条例第12条第3項第4号に掲げる行為	鉱物の堀採（土石の採取）許可申請書	第1号の11	<ol style="list-style-type: none"> 1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真 3 行為の施行方法を明らかにし

				<p>た縮尺1,000分の1以上の平面図及び断面図</p> <p>4 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面</p>
5	条例第12条第3項第5号に掲げる行為	水位（水量）増減行為許可申請書	第1号の12	<p>1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図</p> <p>2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真並びに行為の施行方法の表示に必要な図面</p>
6	条例第12条第3項第6号に掲げる行為	広告物の設置等許可申請書	第1号の13	<p>1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図</p> <p>2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真</p> <p>3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図</p>
7	条例第12条第3項第7号に掲げる行為	物の集積等許可申請書	第1号の14	<p>1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図</p> <p>2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真</p> <p>3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図及び立面図</p> <p>4 行為に伴い行われる遮蔽の方法等を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面</p>
8	条例第12条第3項第8号に掲げる行為	水面の埋立て（干拓）許可申請書	第1号の15	<p>1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図</p> <p>2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真</p> <p>3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図及び断面図</p> <p>4 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面</p>
9	条例第12条第3項第9号に掲げる行為	土地の形状変更許可申請書	第1号の	同上

	る行為		16	
10	条例第12条第3項第10号に掲げる行為	高山植物等の採取許可申請書	第1号の17	行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図及び行為の施行方法の表示に必要な図面
11	条例第12条第3項第11号に掲げる行為	植物の植栽（播（は）種）許可申請書	第1号の18	1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真 3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図その他行為の施行方法の表示に必要な図面
12	条例第12条第3項第12号に掲げる行為	指定動物の捕獲等許可申請書	第1号の19	行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図及び行為の施行方法の表示に必要な図面
13	条例第12条第3項第13号に掲げる行為	動物の放出許可申請書	第1号の20	1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真その他行為の施行方法の表示に必要な図面
14	条例第12条第3項第14号に掲げる行為	工作物の色彩変更許可申請書	第1号の21	1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真 3 工作物として図示された部分に当該工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル値が記載された縮尺100分の1以上の全ての立面を表示した立面図
15	条例第12条第3項第15号に掲げる行為	指定区域内への立入り許可申請書	第1号の22	行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図
16	条例第12条第3項第16号に掲げる行為	車馬の使用等許可申請書	第1号の23	1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真 3 行為の施行方法を明らかにし

				た縮尺1,000分の1以上の平面図及び立面図
--	--	--	--	------------------------

全部改正〔平成23年規則41号〕、一部改正〔令和元年規則3号〕

別表第2（第16条関係）

※特別地域内における行為の届出については以下の書類を添付する。

番号	届出の種類	届出書の名称	様式	添付図面等
1	条例第12条第5項の届出	行為の着手済届出書	第2号の1	着手している行為ごとに別表第1の添付図面等の欄に掲げる添付図面等
2	条例第12条第6項の届出	非常災害の応急措置届出書	第2号の2	行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図及び行為地の天然色写真
3	条例第12条第7項の届出	木竹の植栽届出書	第2号の3	同上
4		家畜の放牧届出書	第2号の4	同上

一部改正〔昭和54年規則30号・平成15年20号〕
号・15年20号・23年41号〕